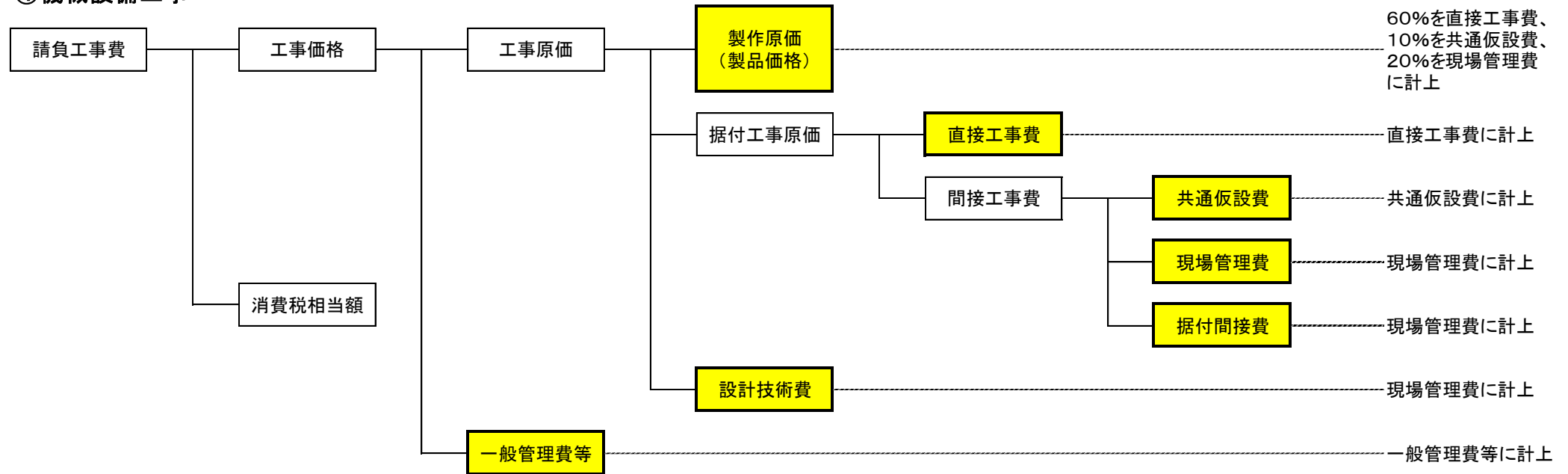


④機械設備工事



※積み上げにより「製作原価」が算出されている場合でも、上記に従い各経費に配分するものとする。

(製作原価の60%を直接工事費、10%を共通仮設費、20%を現場管理費に計上する)

※「製品価格」とは、上記積算体系上の「製作原価」に相当する製品価格を見積により徴取した場合。(現場着単価である場合も同様に取り扱う)